

令和6年度高知県教育委員会事務局任期付職員採用選考考査実施要領

令和6年3月14日

高知県教育委員会

1 募集（採用予定）人員及び任期等

- (1) 募集人員：1名（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第2条第2項第1号）
- (2) 任期：原則として、令和6年5月1日から令和9年3月31日まで（2年11月）
（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第6条の規定に基づく）
- (3) 募集分野：心理
- (4) 職種：一般事務

2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべてに該当する者

- (1) 心理に関する資格（公認心理師法（平成27年法律第68号）に定める公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の登録）を有する者
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、又は民間企業等においてカウンセリングやメンタルヘルス対策に携わる職としての勤務歴が通算5年以上ある者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続き

(1) 受付

令和6年3月14日（木）から令和6年4月4日（木）までの間、高知県教育委員会事務局教育政策課で受け付けます（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による申込みは、封筒の表に『任期付職員応募』と朱書きし、簡易書留扱いで送付してください。

なお、令和6年4月4日（木）までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 申込方法

申込書（別紙1）に次の書類を添えて、高知県教育委員会事務局教育政策課へ提出してください。

ア 論文

テーマ：教職員の職場における悩みについて相談を受けるにあたり、あなたが気をつけたいことや大切にしたいこと、また、相談者の悩みを軽減するために、どのように対応することが重要だと考えているのか、現在の若年教職員をとりまく状況を踏まえ、あなたの考えを述べてください。

記載様式：A4（用紙縦）、横書き、フォントサイズ12ポイント、1行当たり25字、1枚当たり35行、2枚程度（1400字以上1600字以内）

用紙1枚目にテーマ及び応募者氏名を記載してください。

図表の活用は自由としますが、別紙としてください。

イ 「2 受験資格」(1)に記載する心理に関する資格について、当該資格を証明する書類の写し1部

4 選考考査実施内容等

(1)選考考査の内容

ア 申込書記載の職歴、論文による書類審査

イ 口述(面接)試験

(2)口述(面接)試験の日程及び場所

ア 日程 令和6年4月14日(日)

イ 場所 高知県高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教育委員室

5 合格発表の時期

書類審査及び口述(面接)試験の結果をもとに、採用候補者を決定します。

採用候補者の決定については、受験者に対して、令和6年4月中旬～下旬に文書で通知します。

なお、状況に応じて2回目の採用候補者を決定することがあります。この場合も、受験者に対し、令和6年4月中旬～下旬に文書で通知します。

6 任命等

(1)採用の時期

原則として、令和6年5月1日

(2)配属先及び業務内容等

教育委員会事務局教職員・福利課に配属され、若年教員を中心とした教職員に対する訪問、面談による相談対応を行い、教職員のメンタル対策及びハラスメントへの早期対応に向けて、次の業務を行います。

ア 学校への訪問、面談による相談対応

新規採用者、若年者を中心に、対象教職員及び学校等と調整しながら計画的に訪問、面談を実施する。

(週3回程度、公用車等による訪問を想定。(状況によって、県教育委員会の規定に沿って私有車の使用の可能性あり。))

イ メール・電話等による相談対応

メール及び電話等による相談に対応し、必要に応じて面談を実施する。

ウ 県教育委員会事務局等が行うメンタルヘルス対策やハラスメント対応について、専門的知見からの助言、協力を行う。

エ 面談等により受けた相談については、必要に応じてメール、電話、面談等によるフォローや、学校管理職への職場環境改善等の助言を実施するとともに、その内容によって、学校管理職や県教育委員会事務局等に報告するなど、教職員の心の負担軽減やハラスメントの早期対応につながるよう必要な対応を行う。

オ その他、所属教職員との関わり等に悩む管理職からの相談に対して専門的な知見からの助言等を行う。

カ 相談対応が適切に実施できるよう、教職員・福利課の健康相談担当者やハラスメント総括苦情相談員、職場復帰サポート担当者等の関係者との連携を図る。

(3) 予定する職位、給料表及び給料月額等

ア 職位（任用等級） 主幹（4等級）

イ 給料表 行政職給料表

ウ 給料月額等

給料月額は、例えば大卒者でメンタルヘルス対策に携わる職（フルタイム）として10年の勤務経験がある場合264,300円ですが、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）等の規定に基づき、採用前の経歴を考慮して決定します。

また、このほかに、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

7 試験成績の開示

(1) 対象者

受験者全員

(2) 請求期間

採用候補者の決定通知日（令和6年4月中旬～下旬）の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験成績開示請求書（別紙2）に必要事項を記入の上、返信用封筒（定形、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県教育委員会事務局教育政策課に請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手434円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

(4) 開示内容

総合得点と順位とします。

8 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教育政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

電話(088)821-4902(直通)

E-mail : 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

(上記メールアドレスは問い合わせ専用です。電子メールでの申込みはできません。)